



長野県報

3月25日(木)
平成22年
(2010年)
第2151号

目 次

規 則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報公開・私学課）	2
地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（病院事業局）	2
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育総務課）	3
学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	3
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	4
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	4

告 示

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
平成19年長野県告示第297号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正（建築指導課）	6
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	6
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定（文化財・生涯学習課）	6

公 告

国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画の変更（企画課土地対策室）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	12
一般競争入札（広報課）	13
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	13
企画提案公募（プロポーザル）（産業政策課）	14
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	14
特定調達契約に係る落札者の決定（河川課）	14
市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	15
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（2件）（都市計画課）	15
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	15
一般競争入札（2件）（議事課）	16
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	17
一般競争入札（教学指導課）	18

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第11号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「」を「第8条の4第1項の上場株式等に係る配当所得の金額、同法」に改める。

様式第2号中

先物取引の事業・雑所得	
」	
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・雑所得	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・私学課

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第12号

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第3章及び第4章の規定に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規定による業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 機構の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 機構は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可

を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、当該中期計画を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 機構は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (3) その他機構の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。次項及び次条において同じ。）には、認可中期計画（法第27条第1項に規定する認可中期計画をいう。）に定められた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 機構は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会（以下この条及び第8条において「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度の年度計画に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた事項についてその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第8条 機構は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第10条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第11条 機構は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度（次項及び次条において「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額

- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸

借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第12条 機構は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(納付金の納付期限)

第13条 機構は、前条の計算書を提出した日から起算して10日以内に納付金を納付しなければならない。

(短期借入金の借入れの認可等の申請)

第14条 機構は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 機構は、法第44条第1項の規定により重要な財産の譲渡又は担保としての提供（以下「処分等」という。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあっては、その適正な見積額）

(2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 機構の成立後最初の法第26条第1項に規定する中期計画に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「知事が別に定める日までに」とあるのは、「法第25条第1項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

病院事業局

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(1)中「及び」を「並びに」に、「の職員（）」を「及び同法第18条第1項の規定による短時間勤務の職員（）」に改める。

別表第5の1の(1)のカ中「職員の」の次に「超勤代休時間及び」を加え、同ヶを同コとし、同ヶを同ケとし、同キの次に次のように加える。

タ 職員の育児短時間勤務に関すること。

別表第5の2の(6)を同(7)とし、同(5)の次に次の事項を加える。

(6) 県費負担教職員の育児短時間勤務の承認に関すること。

別表第5の3を削る。

別表第6の2中「本庁の職員」を「事務局等職員」に改める。

別表第6の3を削る。

別表第7の2中「長野県青年の家所長及び長野県少年自然の家所長」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育総務課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正す

る規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別表第3のとおり」を「長野市立芋井小学校第一分校」に改める。

別表第1の1級の項中「

下伊那郡平谷村立平谷小学校	下伊那郡根羽村立根羽小学校
---------------	---------------

」を

「

下伊那郡平谷村立平谷小学校

」に、

「

下伊那郡泰阜村立泰阜北小学校

」を

「

下伊那郡泰阜村立泰阜小学校	下伊那郡泰阜村学校給食共同調理場
---------------	------------------

」に、

「

下伊那郡平谷村立平谷中学校	下伊那郡根羽村立根羽中学校
---------------	---------------

」を

「

下伊那郡平谷村立平谷中学校

」に、

「

大町市立美麻中学校

」を

「大町市立八坂中学校
大町市立美麻中学校」に改め、同表の2級の項中
 「飯田市立上村小学校」を
 「下伊那郡根羽村立根羽小学校
飯田市立上村小学校」に、
 「松本市立大野川小学校」を
 「松本市立大野川小学校
下伊那郡根羽村立根羽中学校」に改める。
 別表第2中 「下伊那郡泰阜村立泰阜南小学校
飯田市立千代小学校」を
 「飯田市立千代小学校」に、
 「下伊那郡阿智村立清内路中学校
飯田市立竜東中学校」を
 「飯田市立竜東中学校」に、
 「大町市立八坂中学校
長野市立鬼無里中学校」を「長野市立鬼無里中学校」に

改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 施行日の前日においてこの規則による改正前の学校職員のへき地手当等に関する規則別表第3に掲げる学校で施行日においてこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第1条に規定するへき地等学校に該当しないこととなるものに勤務していた学校職員で、施行日において当該学校に勤務しているものについては、施行日以後引き続き当該学校に勤務する間、当該学校を長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条の3第1項の規定により教育委員会が指定する特別の地域に所在する学校とみなして、改正後の規則第4条の規定を適用する。この場合において、同条第2項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「平成22年3月31日における給料及び扶養手当の月額」と読み替えるものとする。

義務教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3

号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県中野実業高等学校の項を削り、同表の長野県臼田

高等学校の項中 「環境緑地科
インテリア科」を 「環境緑地科
グリーンライフ科
インテリア科
デザイン科」

に改め、同表の長野県箕輪進修高等学校の項中 「普通科
総合工学科」

を 「[]」に改め、同表の長野県木曽高等学校の項を削

り、同表の長野県松本工業高等学校の項中 「[] 工業技術科」を

「[]」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月25日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第3項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

別表第2に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
--------	-------------	------------------

別表第3の一般国道18号の項中「から県道長野上田線」を「から坂城町道A05号線」に、「上田市小泉2749番5地先」を「埴科郡坂城町大字南条7717番42地先」に改め、同表の県道松本環状高家線の項中「松本市道7186号線」を「県道新田松本線」に改め、同表の県道丸子東部インター線の項の次に次のように加える。

県道伊那インター線	高速自動車国道中央自動車道西宮線伊那インター・チェンジから県道伊那箕輪線との交差点まで
-----------	---

別表第3の須坂市道幸高福島線の項の次に次のように加える。

須坂市道本郷松川線	県道須坂中野線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで
須坂市道坂田原砂田線	一般国道406号との交差点から須坂市大字日滝5433番3地先まで
須坂市道本郷宮原滝ノ入線	県道須坂中野線との交差点から須坂市大字日滝5433番1地先まで

様式第5号及び様式第6号中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

附 則

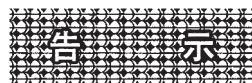
(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項の改正規定並びに様式第5号及び様式第6号の改正規定は、同月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道18号（県道長野上田線との交差点（上田市小泉2749番5地先）から坂城町道A05号線との交差点（埴科郡坂城町大字南条7717番42地先）まで（バイパス）の区間に限る。）、県道松本環状高家線（松本市道7186号線との交差点から県道新田松本線との交差点までの区間に限る。）、県道伊那インター線、須坂市道本郷松川線、須坂市道坂田原砂田線又は須坂市道本郷宮原滝ノ入線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

前弧川沢、前弧川沢2、山吹沢、新町沢、新町沢2、大久保沢、小久保沢、咽入沢、福沢川、鎧物師沢、毒沢、毒沢2、山の神沢及び山の神沢2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町及び岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

前弧川沢、前弧川沢2、山吹沢、新町沢、新町沢2、大久保沢、小久保沢、咽入沢、福沢川、鎧物師沢、毒沢2及び山の神沢2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝擊に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

東山田2、東山田3、星ヶ丘第一3、社ヶ丘2、社ヶ丘3、社ヶ丘4、社ヶ丘、星ヶ丘2、星ヶ丘3、注連掛(1)、星ヶ丘第一(1)、星ヶ丘第一、星ヶ丘(1)、落合(1)、落合12、落合4、落合(2)、落合16、落合7、落合2、落合17、落合(3)、落合20、落合21、東町中二(1)、東町中二2、山の神、山の神2、東町(1)、東町3、東町4、東町5、東町6、東町8、東町9、東町2号2、東町2号及び東町2号3

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東山田2、東山田3、星ヶ丘第一3、社ヶ丘2、社ヶ丘3、社ヶ丘、星ヶ丘2、星ヶ丘3、注連掛(1)、星ヶ丘第一(1)、星ヶ丘(1)、落合(1)、落合12、落合4、落合(2)、落合7、落合2、落合(3)、東町中二(1)、山の神、東町(1)、東町3、東町4、東町5、東町6、東町8、東町9及び東町2号2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する